

第4章 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

第1節 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

(1) 自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

本県は、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定しており、社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然との触れ合いの場として、あるいは、野外レクレーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12-1のとおりである。



【石鎚国定公園】

(2) 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりを持った地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを享受し、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12-2のとおりである。

(3) 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクレーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基

づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、23地区を自然海浜保全地区として指定しており、各地区毎に自然海浜保全指導員を委嘱し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12-3のとおりである。

(4) 自然保護思想の普及啓発

県内の優れた自然を県民共通の財産として守り、育て、次の世代に引き継いでいくために、自然保護思想の普及啓発に努めている。

○環境啓発親子登山

石鎚山の豊かな自然を守り適正な利用を確保するため、石鎚山クリーンアップ協議会を中心に、山のトイレマナーやゴミの持ち帰り等、山のマナーを啓発もする清掃登山を開催し、利用者の環境意識の向上を図っている。

また、平成28年度に国民の祝日「山の日」が施行されたことを機に、毎年度実施している次世代を担う子供たちをターゲットとしたガイド付き環境啓発登山では、石鎚山系への関心や自然環境保全の意識啓発を行った。

日 時 令和元年8月11日（日）

場 所 石鎚山系瓶ヶ森

参加者 約150名



【山頂にて】



【講話の様子】

(5) 自然公園などの保全と利用

① 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国32の国立公園を7ブロックに編成する管理体制をとっている。本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、中国四国地方環境事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のた

め、環境省では全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は、令和元年度現在で55名となっている。

県においても、関係市町等の協力の下に、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90名が自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

② 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

平成27年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

区分 年度 公園別	許 可					届 出					協 議				
	27	28	29	30	元	27	28	29	30	元	27	28	29	30	元
国 定 公 園	11	6	11	6	11	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
県立自然公園	28	37	31	27	31	2	6	5	4	2	11	11	9	9	9
計	39	43	42	33	42	2	7	5	4	2	12	11	9	9	11

③ 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等62団体ほか個人13名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局－愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内のすべての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。

また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やごみ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

なお、令和元年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表2-4-2のとおりである。

表2-4-2 令和元年度国立公園等清掃活動実施状況

公 園 名 (地 区 名)	実 施 場 所	実 施 期 間	延人員
瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区)	近見山、休暇村周辺、馬島、小島、糸山、唐子浜、波止浜、笠松山、石風呂、塔の峰、大角鼻、鳶ガラス、火内鼻、能島、鵜島、開山、宝股山、鼻栗瀬戸、鷺ヶ頭山・台海岸、観音崎、積善山、弓削商船付近、鹿島、高山、姫原	令和元年7月1日 ～ 令和2年2月28日	597人

足摺宇和海国立公園 (宇和海地区)	沖ノ島、法華津峠、滑床、成川溪谷、須ノ川、篠山、西海鹿島	令和元年7月1日 ～ 令和2年2月28日	559人
石鎚国立公園	面河溪谷、成就社	平成31年4月14日 ～ 令和2年2月19日	218人
金砂湖県立自然公園	金砂湖遊歩道	令和元年8月22日 ～ 令和元年10月24日	12人
皿ヶ嶺連峰県立自然公園	大谷池、滑川溪谷、皿ヶ嶺キャンプ場	平成31年4月7日 ～ 令和2年3月24日	88人
四国カルスト 県立自然公園	大川嶺・五段高原・八釜、小田深山、大野ヶ原	令和元年7月1日 ～ 令和元年11月30日	88人
肱川県立自然公園	猿ヶ滝公園	令和元年6月2日 ～ 令和元年10月20日	49人
野鳥の生息地	重信川河口	令和元年10月26日	20人

(6) 海域公園の保護

足摺宇和海国立公園宇和海海域公園地区は、サンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表2-4-3のとおりである。

表2-4-3 シロレイシガイダマシ類駆除状況

年 度	26	27	28	29	30	R1
実施回数（回）	10	10	10	10	10	10
ダイバー数（人）	72	76	75	76	76	70
駆除数（個）	12,071	7,427	4,196	6,758	1,754	161

(7) 自然公園等の利用と施設整備

① 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間約441万人の利用をみている。

令和元年の自然公園利用状況は、表2-4-4のとおりである。

表 2-4-4 令和元年自然公園利用状況

(単位：千人)

公園名	瀬戸内海 国立公園	足摺 宇和海 国立公園	石鎚 国定公園	肱川県立 自然公園	金砂湖 県立 自然公園
利用人員	2,707	219	373	76	25
	奥道後 玉川県立 自然公園	四国カル スト県立 自然公園	篠山県立 自然公園	佐田岬半島 宇和海県立 自然公園	皿ヶ嶺 連峰県立 自然公園
	408	286	3	46	266

○四国のみち（長距離自然歩道（四国自然歩道））の利用状況

優れた自然や温かい心との触れ合いの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化などに触れながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心として、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」としてルートを整備したもので、平成元年に完了し、令和元年の利用者数は、約729千人となっている。

② 自然公園及び四国のみちの整備

○自然公園施設

県では、自然公園を安全で快適に利用し、自然との触れ合いができるよう、キャンプ場（4ヶ所）休憩所、便所、歩道、標識、駐車場などを整備しており、県民の保健休養の増進に努めている。

○四国のみち

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち、本県分は、愛南町の松尾岬から四国中央市の香川県境までの幹線27コースと、四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.5kmとなっている（資料編12-5参照）。また、四国のみちでは、踏破記念制度を設けており、令和2年3月31日現在で41人が愛媛県内の全コースを踏破している。

県では四国のみちに、歩道、ルート標識、公衆便所や東屋などの施設を整備しており、老朽化したものを順次再整備を行っている。

③ 四国のみちポータルサイト

四国4県連携事業として、令和元年度から四国のみちの外国人利用者の利便性向上を目指し日本語と英語で「四国のみちポータルサイト」の運用を開始しており、スマートフォンを利用した道案内にも対応している。令和2年3月31日現在で、全16コースのコース紹介を行っており、今後、継続してポータルサイトの充実を進めていく。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

(1) 愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会

エコツーリズムとは、自然環境を損なうことなく、それを体験し学ぶ観光のあり方で

あり、自然環境の利用促進と保全の両立を図る有効な手段である。

平成25年度に設立した「愛媛県石鎚山系エコツアーリズム推進協議会」では、自然環境保全に関する意識の向上を図るとともに、地域の活性化につなげるため、県内唯一の国定公園である石鎚国定公園を中心にエコツアーリズムの普及に努めている。

○愛媛県石鎚山系エコツアーリズム推進協議会の概要

会員団体：37団体（令和元年5月現在）

会 長：県民環境部環境局自然保護課長

副 会 長：西条市観光振興課長、久万高原町ふるさと創生課長

事 務 局：県民環境部環境局自然保護課

○協議会によるエコツアーリズム推進の取組み（令和元年度）

【会議等の開催】

総 会 令和元年5月14日（火）

【協議会実施事業】

（情報発信）

- ・総合アウトドアメーカーと連携した情報発信
- ・関東、関西地域における観光PRイベントへのブース出展
- ・県外旅行会社等に向けたメルマガ、SNSでの情報配信
- ・地域情報誌への記事掲載

（普及啓発）

- ・面河地域でのイベントの開催
- ・石鎚山系エコツアーリズムDMO支援事業の実施
- ・石鎚登山ルートや野生動植物が記載されたガイドブック制作
- ・石鎚山クリーンアップ協議会との連携による環境啓発登山（2回）及び環境啓発「親子」登山（1回）の実施

（人材育成）

- ・エコツアーリズム人材育成研修の実施



【エコツアー（星空観察）】



【エコツアー（面河古道ツアー）】



【エコツアー（面河溪谷トレッキング）】